要領様式第８号（要領第８－３関係）

豊高福発 第　外　号
平成１７年　７月 6 日

西三河後見ネット
代表　前本　好江　様

豊田市長　鈴木　公平

公文書任意的開示回答書

平成１７年　６月２２日付けで申出のありました公文書の開示については、次のとおり回答します。

公文書の名称又は種類	成年後見制度に係る市長による審判の請求に関する以下の文書 ・審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成 17 年度予算の詳細（対象予定業務、想定件数、金額等）を記した文書 ［平成 17 年度 当初予算見積書（開示の申出に係る部分）］ ・審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成 16 年度の実績（件数及び費用）を記した文書 ［平成 16 年度 予算執行実績報告書 作成用原稿案（開示の申出に係る部分）］
回答の区分	☑ 全部開示　□ 部分開示　□ 全部不開示
開示の日時	平成１７年　７月　６日（金）　□ 午前　☑ 午後　４時　００分
開示の場所	市政情報コーナー
開示しない部分	
開示しない理由	条例第７条第　　号に該当するため
開示が可能となる日	年　月　日　以後
担当課	福祉保健部 高齢福祉課 電話（０５６５）３４－６６３４ 〃 障害福祉課 電話（０５６５）３４－６７５１

備考

1　公文書等の開示を受ける際には、この回答書を提示してください。

2　指定された日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課までご連絡ください。

3　開示が可能となる日は、あなたが申出した公文書等について、開示しない理由がなくなる日があらかじめ明示できるものについてのみ記載されていますので、その日以後、改めて開示の申出をすることができます。